

JAXA 筑波宇宙センター広報施設リニューアル・維持管理・運営事業(仮)に係る 第 2 回情報提供要請(RFI)

初版公開日:2023 年4月 28 日
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)
広報部

1. 背景及び経緯

JAXA では、筑波宇宙センターの展示館(名称:「スペースドーム」)の老朽化に伴い、その対策を講じるとともに、展示内容の充実化及び利用者の利便性向上を図ることを目的に、検討を継続して参りました。

2022 年 9 月に実施した第 1 回目 RFI では、参画可能な業務領域及び事業の骨格に係る事項について幅広くご意見をいただき、その後の JAXA 内における要求策定において、参考とさせていただきました。

今回実施する第 2 回目 RFI においては、最新化された事業概要及び要求案等についてご意見をいただくことを目的としています。

つきましては、民間事業者の方々から、本要求案等について情報提供を広く求めます。

2. 資 料

資料 1: 事業の概要(第 2 回 RFI 開示資料)(pdf)

資料 2: 要求案(pdf)

資料 3: リスク分担表(案)(pdf)

資料 4: 情報提供書(xlsx)

資料 5: JAXA から提供可能な情報一覧(pdf)

3. 依頼内容

資料 4 の様式に沿って、提案・意見などをご記載ください。

4. 情報提供

4.1 情報提供者の要件

情報提供者は、企業及び法人を原則とします。

4.2 情報提供書の提出期限

2023 年 6 月 30 日(金) 17 時 必着

4.3 情報提供方法

情報提供書は 資料4の様式を用いて記載し、電子ファイルを以下の宛先にお送りください。

メールアドレス:“jasa.tsukuba.pr.facility@jasa.jp”(JAXA 広報部宛)

件名:【情報提供書の提出】企業名

5. 対話

5.1 対話の実施

情報提供者が JAXA の情報提供要請事項等を理解するため、ご希望に応じて対話を実施します。対話は WEB 会議方式(Microsoft Teams)を想定しており、複数回実施することも可能です。また、ご検討に際し、

JAXA からの情報提供が必要な場合には、対話にてご要望をお伺いし、提示可能な情報については、必要に応じて JAXA が示す秘密保持約款に基づくことを条件に開示します。

5.2 対話期間

2023 年 5 月 10 日(水)～2023 年 6 月 28 日(水)

5.3 申込方法

対話を希望する場合には、以下の宛先にお申込ください。

メールアドレス: “jaxa.tsukuba.pr.facility@jaxa.jp” (JAXA 広報部宛)

件名: 【対話希望】企業名

内容: 所属／参加者氏名／連絡先(電話・メールアドレス)／対話の希望日時(第 3 希望まで)

6. JAXA からの情報提供

対話参加者のうち、検討に際して「資料5 JAXA から提供可能な情報一覧」に定める情報の提供を希望する場合は、対話期間中にお申しいただけます。

7. 現地見学会の実施

現地(筑波宇宙センター広報施設)見学会を実施する予定です。詳細につきましては、対話期間中に、対話参加者にご案内します。

8. 問合せ先

問合せは、メールでのみ受け付けます。

メールアドレス: “jaxa.tsukuba.pr.facility@jaxa.jp” (JAXA 広報部宛)

件名: 【問合せ】企業名

内容: 企業名(所属)／担当者氏名／連絡先(電話・メールアドレス)／問合せ事項

9. 情報の取扱い

- (1) 「JAXA から提供可能な情報」は、JAXA が示す秘密保持約款に基づくことを条件に交付するものとし、
「秘密保持約款同意書」の提出をお願いします。また、JAXA から提供した全資料は、第 2 回 RFI 終了時点までに適切に処分いただき、JAXA から提供した資料内容について関係者以外に閲覧させず、本要請の目的以外に使用してはならないものとし、
- (2) JAXA は事前に書面により情報提供者の同意なしに第三者にこれを開示し、または本要請の目的以外に使用しないものとし、また、ご提供いただいたご意見の書面に情報提供者が保有する情報が含まれる場合には該当情報に「第三者開示制限」と記すものとし、
- (3) JAXA では、本 RFI へご提供頂いた情報を参考として検討することとしております。この検討の結果が、今後の調達の内容に反映されることが考えられますが、これらについて、現時点では何らの決定もなされておりません。本 RFI の状況により、あるいは、今後の検討により、手続きを行うこととなります。

10. 留意事項

- (1) ご提供いただいたご意見を今後行う手続きにおいて提示する文書等に反映することは保証いたしません。
- (2) 本要請への対応の有無や情報提供内容は、今後行う手続きに影響を与えるものではありません。
- (3) ご提供頂いたご意見・資料は返却いたしません。

- (4) ご提供頂いたご意見に関し、後日質問をさせて頂く場合がありますので、情報提供の際はご連絡先を明記ください。
- (5) 情報提供に係る書面・資料の作成、提出等に要する費用は、情報提供者ご自身で負担をお願いします。

以 上